

# 規制改革推進会議

デジタルワーキング・グループ（第3回）

産業廃棄物の電子マニフェスト

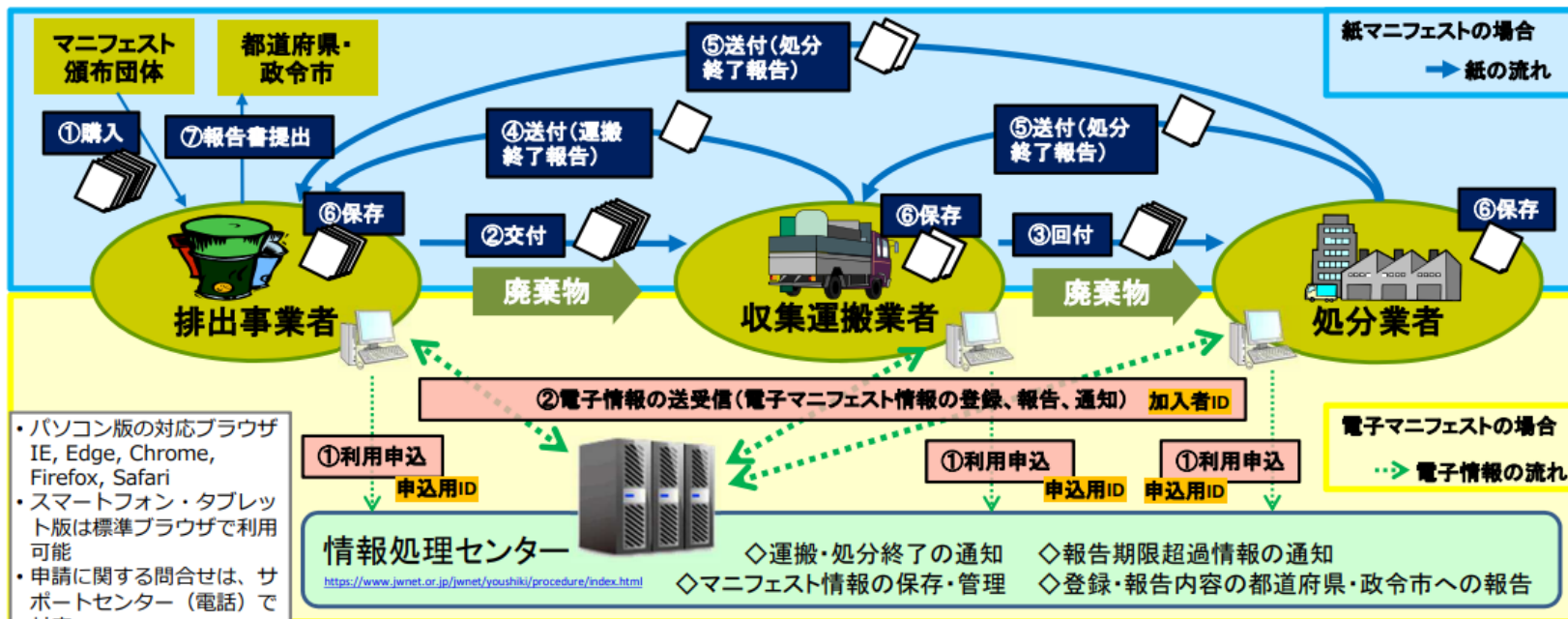
2021年10月25日

（一社）日本経済団体連合会 行政改革推進委員会委員

# 1. 産業廃棄物の電子マニフェスト制度の概要・業務フロー図

電子マニフェストは、特定の産業廃棄物について排出事業者・収集運搬業者・処分業者の三者全てが使用することで初めて機能するシステム（当該廃棄物について1者でも使用していなければ使用不可）

- 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を処理業者（収集運搬業者及び処分業者）に交付し、処理終了後、処理業者からその旨を記載した紙マニフェストの写しの送付を受ける。
- これにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理することで不法投棄を防止し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。
- 電子マニフェストは、紙マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み。
- 電子マニフェストの登録・報告を行うことにより、紙マニフェストの交付等に代えることができる。



・パソコン版の対応ブラウザ  
IE, Edge, Chrome,  
Firefox, Safari  
・スマートフォン・タブレッ  
ト版は標準ブラウザで利用  
可能  
・申請に関する問合せは、サ  
ポートセンター（電話）で  
対応  
・登録内容の修正等はシステ  
ム上で可能  
・情報処理センターから利用  
者への問合せは、電話・メ  
ールで対応

**電子マニフェストシステム導入・普及拡大のメリット**

- 都道府県・政令市の監視業務等の合理化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（労務削減）
- 廃棄物処理システムの透明化（偽造しにくい）
- 不適正処理の原因究明の迅速化

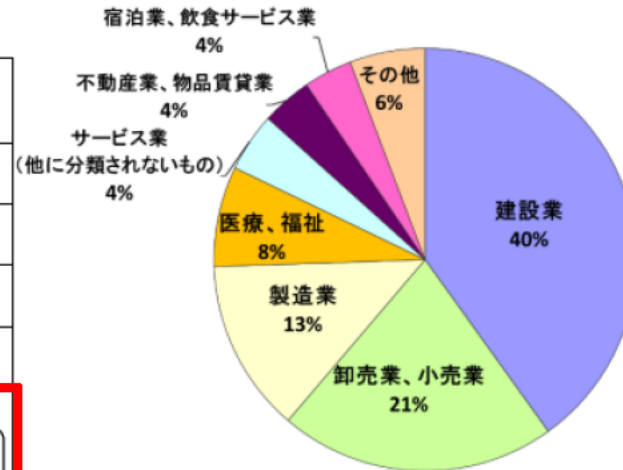
## 2. 電子マニフェストの普及状況

- 2021年8月時点の普及率は**68%**

### 2. 年間登録件数と電子化率

年度	年間登録件数	電子化率 (普及率)
2017年度	26,646,875 件/年	53%
2018年度	28,964,671 件/年	58%
2019年度	31,304,330 件/年	63%
2020年度	32,555,470 件/年	65%
2021年度	14,239,978 件/年 8月期:2,766,148 件/月	68% (2020.9~2021.8 34,002 千件/年)

マニフェスト総数を 5,000 万件として算出した電子化率



登録件数の業種別割合  
(2021年4月~2021年8月)

(出典) JWNET  
[https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2021/09/R03\\_08jwnet\\_toukei.pdf](https://www.jwnet.or.jp/uploads/media/2021/09/R03_08jwnet_toukei.pdf)

- 第四次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月閣議決定）における、電子マニフェストの普及率目標は**70%**（2022年度まで）であり、達成目前。

→ 更なる業務の効率化のために、**100%を目指すことが重要**。また、政府によるデジタル化の推進や、コロナ禍におけるテレワーク推進の観点からも電子化は必要。

### 3. 環境省の基本計画におけるアクションプラン（抜粋）

#### ● 説明会等による周知徹底によって普及率を上げる方針と認識。

##### 1. 事業者の加入促進

- ① 多量排出事業者に対する重点的加入促進：特別管理産業廃棄物多量排出事業者を対象とした電子マニフェスト導入説明会を全国で開催、事務処理費用の削減や産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要となるなど、電子マニフェスト導入によるメリットが特に大きい多量排出事業者については、建設業、製造業等の業界団体を通じて加入促進を図る
- ② 少量排出事業者に対する加入促進：後述する処理業者による電子マニフェスト登録支援機能などの充実により、処理業者側のアプローチで少量排出事業者の加入を促進
- ③ 処理業者に対する加入促進：排出事業者の契約先である処理業者が電子マニフェストに加入することにより、排出事業者の電子マニフェスト加入促進につながることを期待される。電子マニフェストの加入は、処理業者の優良認定制度の要件となっているほか、環境配慮契約法により、産業廃棄物の処理に係る契約の入札参加資格 3 を付与する際の評価項目となっている。これらのメリットをJWセンターが実施している講習会や都道府県と連携した説明会等の機会を通じて周知することにより、処理業者の加入促進を図る

##### 2. 行政機関による利用促進

##### 3. 電子マニフェストシステムの改善

##### 4. 電子マニフェスト情報の有効活用の検討

##### 5. 普及促進策の実施

## 4. 未利用事業者が電子マニフェストを利用しないことについて、考えられる理由

● 事業者が電子マニフェストを利用しない理由について、以下が考えられる。

- 排出事業者、収集運搬事業者、処分業者のいずれにおいても、中小・零細規模事業者においては、ID管理が煩雑なこと、作業者の操作習熟に時間を要するなど、一時的に追加的な負担が生じる。
- 例えば、建設現場系においては、大手排出事業者は電子化が進んでいるものの、下請業者に導入されていないケースがあり、電子マニフェスト採用にあたり全体での調整に時間を要するため結果として紙の使用が継続されることがある。

→ **現行の施策（説明会による周知、行政での利用推進、システムの改善等）では、更なる利用率の向上は難しいのではないか。**

➡ **更なる施策が必要と考えられる。**

## 5. 電子マニフェスト使用の原則化に向けた措置の導入

- 基本計画の改定にあたり、まずは電子マニフェストを利用していない事業者に対して、**利用していない理由を調査し実態の把握**をすることが必要。
- そのうえで、調査結果を踏まえ、中小・零細企業の意見も踏まえつつ、以下のような措置の導入を検討いただきたい。

### 電子マニフェスト使用の原則化に向けた措置

- 行政における普及率目標を70%から**100%へ引上げ**。
- 電子マニフェスト使用の**原則化**。（特別管理産業廃棄物の多量排出事業者**以外**への電子マニフェスト使用義務拡大）
- 「電子マニフェスト使用の原則化」に伴い負担が生じる中小・零細事業者等への**技術的、金銭的支援等**。